

報道資料

令和7年12月19日
総務部法務文書課
県政情報公開係 今井、金山
直通 0742-27-8348
庁内内線 60574、60594

奈良県情報公開審査会の第299号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第538号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- 答申：令和7年12月18日
- 諒問実施機関：奈良県公安委員会
- 実施機関：奈良県警察本部長（西和警察署）
- 対象行政文書：
 - ア 職場教養実施結果報告書（12月中）
 - イ 職場教養実施結果報告書（第1四半期分）
 - ウ 職場教養実施結果報告書（第2四半期分）
 - エ 職場教養実施結果報告書（第3四半期分）
- 諒問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 上記対象行政文書アのうち、決裁欄の印影の一部及びメール送付先係員の姓
 - イ 上記対象行政文書イ、ウ及びエのうち、決裁欄の印影の一部及び起案者の印影
 - ウ 上記対象行政文書イ、ウ及びエのうち、「対象人員」の人数並びに署員及び長期休暇者の人数
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のア
奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため
 - イ 上記不開示部分のイ
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため
 - ウ 上記不開示部分のウ
条例第7条第4号に該当
警察署の犯罪捜査の体制に関する情報であって、公にすることにより、不法行為に対する事案対処能力や情報収集能力が明らかになるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
 - イ 上記不開示部分のイ
条例第7条第6号に該当
警察署の取締り事務の体制に関する情報であって、公にすることにより、体制の間隙を突いた法令違反行為を助長し、又はその隠蔽を容易にするおそれがあるなど、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- 判断理由：
 - 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件不開示情報が条例第7条第4号の不開示情報に該当するとしているので、

本件不開示情報が本号に該当するか、以下検討する。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、職場教養実施結果報告書の1月から9月までの欄に、職場教養の対象人員が記載されていると認められる。

また、欄内の一部の特記事項には、全署員を対象として職場教養が実施されたことが分かる記載がされており、職場教養の対象人員が実働署員数であることが容易に判明すると認められる。

したがって、本件不開示情報を公にすることにより、西和警察署における事業対処能力や情報収集能力が明らかになるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第4号の不開示情報に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、不開示情報の署員数及び長期休暇者の人数の開示を求めていないことから、各回の職場教養の対象人員が実働職員数であることは認識できない旨主張するが、欄内の一部の特記事項には、全署員を対象として職場教養が実施されたことが分かる記載がされており、職場教養の対象人員が実働署員数であることが容易に判明すると認められることから、この点に関する審査請求人の主張は当たらない。

2 事業の経緯

① 開示請求	令和5年8月29日	
② 決定	令和5年9月7日	付けで一部開示決定
③ 審査請求	令和5年10月3日	
④ 質問	令和5年11月9日	
⑤ 経過	令和7年8月19日 令和7年10月17日 令和7年11月7日 令和7年12月5日	第284回審査会 第285回審査会 第286回審査会 第287回審査会
		審議